

中流住宅の平面構成に関する研究

第7報 しつらい行動様式と生活作法

○正会員 川島 浩孝^{※4} 同 青木 正夫^{※1} 同 竹下 輝和^{※2} 同 磯貝 道鏡^{※3}
同 友寄 貞和^{※3} 同 宮崎 信行^{※4} 同 岡 俊江^{※4} 同 川崎 光敏^{※4}
同 長崎 洋子^{※4}

はじめに

本報では、我が国の伝統的な住生活様式を「しつらい行動様式」と規定することにより、その関連で、生活作法、特に接客作法と、領域区分の行動規範をとり、住宅平面構成の原理を歴史的に考察するものである。また次報では、本報の考察をもとに、明治以降中流住宅の平面構成原理の質的变化に関して論じる。

1

明治以来の家屋改良論においても、多く指摘がなされているごとく、我が国の住宅あるいは住生活の特徴は、空間その自体に単一の機能を持たせることなく、無機能な空間を様々な目的に兼用することにある。

「一体この御座をいり空間に膳を出し飯を喫ふ、夜になると其膳を引ひ跡を夜具を保持し来て寝たり人を寝かすといふ事、これは大に考へねばならぬ、詰まり一つの部屋を用いる目的が果して居る客間に用ゐれば、食堂にも用ゐる、又寢室にも用ゐるといふ事、此目的の果して居ることに一つのものが都合よく間に合はう行けば丈かほ結構なことはないが、これは考へ物である。」
(建築雑誌明治36年 塚本譲)

つまり、機能に応じた空間を用意するのではなく、目的に応じて、様々な生活道具をしつらえることにより、機能を設定する。いわば「しつらい行動様式」とも言うべき、住生活様式が、我が国における伝統的な住生活のパターンであったと言える。

ところで、この様な「しつらい行動様式」は、その自体、住生活上の混乱を生じさせる性格を内包している。つまり、住宅全体に均一に置が敷い、しかも日常的にはほとんど生活道具の置かれない状態では、例えば、どの部屋でも膳部を出して食事をすることができ、また布団を敷いて寝ることが出来る。また、空間は、あらゆる機能に兼用されるのである。この様なしつらい行動様式を持つ無秩序性を秩序づけるために、様々な住生活上の「生活作法(行動規

範)」が生まれた。機能に応じた空間を用意することにより住生活を秩序化する西洋の場合と異なり、生活作法(行動規範)により、しつらい行動様式に一定の規範性を与え住生活を調和した総体たらしめたのである。

この生活作法の中で、特に住宅平面構成を規定していたものは、接客作法であり、領域区分の行動規範であった。つまり、接客空間と家族内住生活空間の領域区分は、来客と家族が互いに他の領域を侵さないという行動規範が前提として成立するものである。また近代以前の格式的接客作法は、接客空間において、身分的序列化を計るための空間とし、次の間を必要とした。

この様な視点で見ると、近代に入ってから住宅平面構成の発展は、接客作法の簡略化を条件とし、領域区分の行動規範を維持しつつ、家族内住生活空間の拡大要求を満たした過程であると捉えることができる。具体的には「座敷直入り型」という新しいアクセス形態、そしてそれに伴う転用形式の統合座敷の成立である。

2 しつらい行動様式と概念規定

前項でも述べた様に、伝統的な日本の住宅の特徴は言うまでもなく、住宅全体に置が敷きつめ、部屋と部屋との間は、襖や障子の様な転用可能な間仕切りで区切られていることである。そして、様々な生活行為は、この置の上に、膳や布団等の生活道具を持ち出し、場を設定する。つまり機能を伴うことにより行為が展開される。また一つの行為が完了すれば、使用された生活道具を片付けることにより、他の異なる機能をつくることも可能である。

この様に、空間その自体には単一の機能を持たず、無機能な空間に目的に応じて、その都度室機能を設定する行動様式を、ここでは「しつらい行動様式」と規定する。例えば、接客空間である座敷は来客に茶をもてなす談話の空間であるが、膳部を配属すれば、食事空間にしつらえることもできる。そして夜にならば、布団を用意して来客用の宿泊室にレ

つらえらぬ。

また、この様なことは、室内装飾についても言える。例えば、座敷の内部仕様は、畳か敷か、建具の種類、障子を用い、床の間や違い棚が取らぬという点では、ほとんどの住宅に共通しており、装飾的には、いわば「無」の状態にあると言える。そして、床の間や違い棚に、来客の種類や季節に応じて、装飾道具を配置することによって、様々な装飾空間に仕上がるといえる。

ところで、このしつらい行動様式を容易ならしめる環境条件としては、空間が常にある程度、片付けられており、しかも容易に場のしつらい、あるいは場の転換が可能であるということになる。空間に家具が氾濫している状態では、生活道具を自由にしつらえることができない。また、場の転換が、軽微に速やかに行われなければ、2種類の生活行為が重なることになり、住生活上の混乱を生じやすい。

この様な混乱を生じさせないためには、まず生活機能の単純さが条件となる。生活道具は持ち運びが容易であり、またその数も少ないことが必要である。伝統的な生活道具である箱膳、布団、座布団等は、この条件を満たしていると言える。次に、用意される生活道具に適応した十分な収納家具、収納空間が必要となる。必要に応じて、収納空間(納戸、押入倉)や収納家具(タンス、木櫃)から生活道具を持ち出し、場をしつらえ、行為が完了すれば、再び収納するのである。

この様な環境条件は、現代住宅においては、むしろ、失われつつあると言える。生活の発展とともに耐消費材の種類や数は増加し、持ち運びも容易でない家具も用いられる様になった。そして、この家具の増加に適応した十分な収納空間も取らぬということが多い。生活道具は、常に空間にしつらえられているのである。この様な状況では、様々な生活道具をしつらえ、機能を設定することは容易ではない。しつらい行動様式は退化しつつあると言える。この様な住宅の中で、座敷空間だけは、しつらい行動様式を支える環境条件を保持していると言える。

現代住宅の今後の課題は、この様にしつらい行動様式が行われにくい状態に対し、空間は固定的に使われているにもかかわらず、空間自体がこの様な

住生活上の変化に対応していないことにある。今後、精密調査が必要とされていると考えられる。

③ 行動規範としての生活作法

前述したしつらい行動様式の内容する無秩序性とは具体的にどのようなものだろうか。まず第一に、住宅の主たる居室部分全体に均質な畳を敷きつめ、その上での床座式生活に帰因するものである。均質な床仕上げ材、畳や板ばりでは、例えば身分的序列化を明確にしにくい。身分を異にする者が同一の床に同じ様に着座することになるのである。封建的身分制のもと、厳密な身分的序列化が必要とされた近代以前、住生活において、「座の作法」が生まれたゆえである。接客時の来客の格による着座の作法、またイロリの周りの着座の作法*がその例である。

* 農家住宅の戸はたでは、家族各員の坐り座が厳密に規定されていた。例えば、戸の座は、土間に固した土かり口から最も悪い「横座」であり、主から見て左が、家族内の女達の坐り「かた座」として右が「客座」である。*1

次に考えらるべきは、しつらい行動様式が生活道具の準備や片付けを前提として成立していることによる無秩序性である。同一空間において、2種類の異なる生活行為が連続して行われる場合に、前行為の片付けが単時間に速やかに行われなければ、行為の転換時に混乱が生じる。例えば、食事の作法はこの様な混乱をさけるために生じたのではないかと考えられる。食事は家族全員が打揃って、そこから一緒に始まる。食事時の無駄な雑言は禁止され、膳に向い精進意識、食事をしすみやかに食事を終えることが要求される。

そして最後の問題は、襖や障子等の軽微な間仕切り建具による空間分離方式に帰因するものである。この襖や障子という建具は、視線をさえぎることはできても、隣室からの声や気配は感じられる。また簡単に襖を開け隣室に入り行くこともできる。この場合にも、ある一定の約束ごととしての生活作法により、混乱が押えられている。例えば、接客時には、家族は奥の部屋で静かに、接客空間へ出て来なくてはならないというところは武家における子供のしつけにも現れている。(次項事例参照)

武家に於ける子供のしつけ(作法)

「客あらば奴僕はもちろん、犬猫の類にいたるまで叱ることあるべからず。おくび、くさめ、あくびなどすべからず、退屈の体なすべからずとまびしく訓練せられたり。」

(ある明治人の記録
全譯人築五郎の遺書
石光真人編 昭和46年)

また、隣室での会話が聞こえている場合でも、襖で間仕切りされている場合は、当事者以外には会話の聞こえないという暗黙の了解が成立していることが、夏目漱石の「我が輩は猫である」に読みとけようという興味深い報告もなされている。^{*2} 襖や障子はそれ自体、軽微ではあっても間仕切り建具ではあるが、隣室との間の襖が閉じられていることだけで、間仕切り壁と同じ様な空間分離の効果を持っていたことになる。

この様に、一見無秩序な状態を紹介するけれども、行動様式を、様々な生活作法により秩序立て、住生活に於ける調和が保たれていたのだ。

4 格式の接客作法における「座」の意味

次に、接客作法も、しつらい行動様式を秩序化する生活作法の1つでありという視点から、格式の接客作法における「座」の意味を考察する。

封建的身分秩序が徹密に規定されていた近代以前の住宅において、接客空間内の身分的序列化の手法は、太田博士郎氏によれば、寢殿造では、栞敷の上に置かれた畳の縁の色や文様により区別され、また中世から近世にかけて成立した書院造の接客空間では、上段、下段という様に床の高さによって身分の差が示されたと言われている。^{*3} ところが、近世中下級武家住宅の接客空間である続室間座敷では、写真1の事例の様には座敷

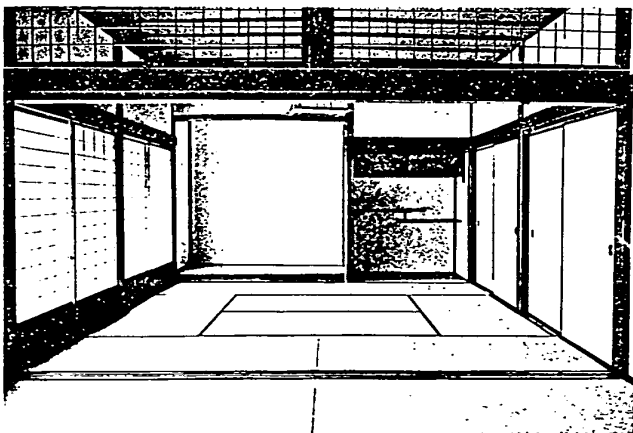


写真1 目加田家表座敷(中下級武家住宅) 岩国市

と次の間の高低差が無い場合が多い。また床には均等に畳が敷かれいるため、客観点に見れば、室空間自体には、身分的の差を示す指標はない。しかも、しつらい行動様式を取った以上室内のどの位置でも座を想定すべきで、身分の異なる者が、隣り合わせて坐すといった様な身分的混交はさらに生じやすい。この様な状況で、身分的序列化の規準となったものは対面距離(太田博士郎氏は、この様な概念を住生活に限定して、人間関係全般に於いてとらえ、対面距離と規定している^{*4})であったと考えられる。対面の際の主人と来客の占める座の間の距離の大小が身分の差を示す指標となっていたのである。この対面距離を規準にして、身分に応じた接客時の座を設定していたのである。

この対面距離は、下位者のえが厳守すべきものであり、上位者の許しが有る始り、それを縮めることができるともなった。この様に、対面距離をも上位者から縮めたりすることが、逆に言えば、親密度の表現にもなったわけである。

○ 主客應接(アルジトキヤクノタイムン)

「上輩の邸裏へ行く時は柵の外にて常の如く跪ぎきて拜禮し主人こなたへひのたまふ時立ちて柵の内へ入り前の如く敬禮すべし。還る時もまた前の如く拜禮し上座へ戻りて立ち退き出てまた正面へ向ひ拜禮して立ち還るべし。」

(小学が禮式訓解
高橋文次郎編 明治15年)

また、対面距離を決定する際の基点となったものが、床の間であり、目玉となったものが、座敷と次の間の間の敷居であったと考えられる。例えば、格式の接客作法では、床の間を基点に、身分に応じて座が明確に規定されている。現在も、厳格さは減っているものの、床の間に向っての上座、下座の観念は多少なりとも残っているといえる。そして敷居は、次の間に座を取った下位者が保つべき対面距離の限界を示していた。

「人の家に行きて此方へと進められても容易に進まず遠慮して室の入口などに座するは其家の人の迷惑にもなり、失禮に當るなり、凡て座敷の上座には床の前にして柵のある方を主位とし、床に寄りたる方を脇座となすなり、されば其心掛けて進めらるるままに一座は許すとも適宜の處に入るべし、若し他に客ありて己れより身分高き人なれば勿論其人の下座に座すべきなり、己れ若し上客たる場合には余り遠慮して下座の方に座れば後の人の席なくて大に迷惑を感ぜしむるものなれば人々に會釈して上座に坐すべきなり、己れ身分高きともし他に老人など有ら

ばまづ其の上なるものと上座に請ふべし、殊に親族の會議の場合などよく之れに注意すべし。
(女孺礼法の要 大谷貞子著 明治9年)

一 貴人の前へ出る禮

座禮の時は、三の間にて御間の様子とうかがひ知りて、蹲りて二の間の敷居の内へすすみ入、平伏すべし、貴人近くへと仰あらば、右膝を少しうかめ、左膝をすり寄せ立て進み出、本間の敷居際の壁にて、左半足を引て其儘すわり、両手と兩膝頭の前に突、右左右と膝を引合せて、両手と膝の前へ双べ、靜に頭を下げて、大指の上に、鼻のあたるほどを、よろしとす、
(中略)

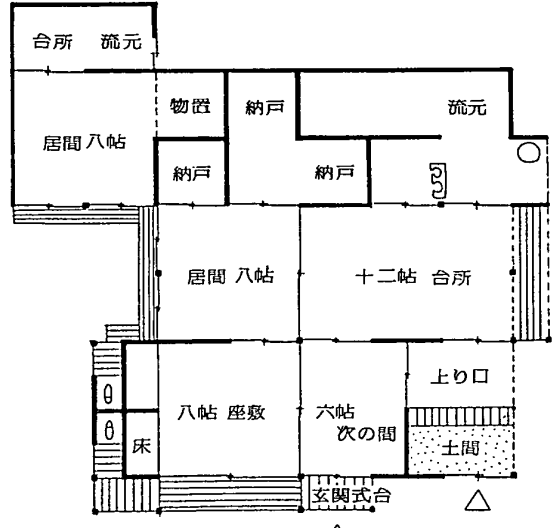
是は互極の敬ひの体なり、一段手軽く畢すには、次の間にて様子とうかがひ進み入り、膝の引合せを畢して、平伏すべし、其外はかほりなし。
(女孺 明治24年1号)

敷居が対面距離の限界を示していたことは、上位者の許可が有つたため、下位者は敷居を超越せらるゝという接客作法に於いてよく現れてゐる。是れこの敷居を境にして、階級別に入りこむ者と、次の間では入れない者が、身分差により区別されてゐた。この様に、対面距離性の目安となつた敷居と次の間が一対になつて身分的序列化を計つた様子が窺はれてゐる。この次の間の性格は、次報に於いて詳細に述べる。

封建的身分制の崩壊をみた近代以降の接客作法の変化の特徴は、この対面距離の相対的短縮に在り、次の間の接客作法上の機能が不明確になる過程として知られてゐる。これに關しては、次報で詳述する。

5 住宅平面構成における領域区分の行動規範

図-1は、大河直躬氏「江戸時代の中・下級武士住居と近代住居」に掲載された江戸期中下級武家住宅の一例である。この住宅平面構成原理上の特徴は、接客空間としての座敷・次の間と、それ以外の家族内住生活空間が明確に領域区分されてゐる。



中下級武家住宅 (大河直躬「江戸時代の中・下級武士住居と近代住居」)

間が明確に領域区分されてゐることを示す。⁵

何故、この様な構成原理を取りに致つたのであろうか。まず考えらるゝのが、周知のごとく、接客行為自体の封建的性格である。厳格な身分的序列化を必要とした武家社会における接客行為に於て、格式性を保持する上には接客空間を家族内から独立させる必要がなつたと考えらるゝ。また接客の主体はあくまで、仁の長としての主人であり、主人以外の家族ではなかつたため、家族が接客時に接客空間に入ることは極力避けらるゝと思はれる。

次に考えらるゝのが、家族内住生活空間における公私の未分化な状態である。前述した様に隣室の専属性が感じられるような専断的な間仕切りにより区分された空間では、真の意味での私的行為は成立せず、したがつては家族の集まり部屋である茶の間で、本来私的であるはずの行為が行われてゐると考えらるゝ。図-1の事例の場合も、個室と思はれる様な空間は存在してゐない。家族内住生活空間全体が、家族の公的であり、私的でもある空間なのである。このような公私未分化の状態では、格式的接客行為との領域の混合は考えらるゝなかつたのであろう。

ところで、前述した様に、領域区分といふは、接客空間と家族内住生活空間の境界は、襖仕切りから成つてゐる。声はつたけであり、いかもしらゝ行動様式と行動様式とするため、接客空間に家族内の行為の場を造つてゐることも可能である。従つて、領域区分は、接客時の厳密な生活作法を前提として成立するものであり、この時始り、転換的な間仕切り建具が空間分離の機能を果たす。明治初期の作法書には、この様な接客時に家族が守るべき生活作法が、詳細に規定されてゐる。

客ある時は、假令、笑しきことありとも、決して、笑ふこと勿れ。
客ある時は他に可なし事ありとも客の前には勿論かけにても笑ふべからず是或は客の心に煩はすことありはなり兄弟争などを、なすべからず
(中略)

障子、襖などの透間よりのぞくべからず
(中略)

客の容態、言語等を評すべからず
(中略)

酒、又は、飯などの、出たる時は、決して其室に入るべからず。
小兒は客有時其席に出づ可からず殊に食物の出たる時は慎む可し若し食物のある席に出つるとは假令已之と欲せざるも自ら之を羨むに似て見咎敷ものなり況や父母の退けと命するも尚去らざる者に於てと也 (後略)

(小学作法教授書 中野聖記・中沢中 明治17年)

参考文献 *1 柳田國男「火の昔」 *2 河野洋一「昭和56年度九大卒業論」 *3 太田博太郎「茶の間」 *4 舟橋和郎「しんせいの日本文化」 *5 S571 大倉 榎根 5055

*1 九大教授 工博 *2 同講師 *3 同助手 *4 同大学読生